（法第九条の三第二項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの）

**第二十一条の三**　法第九条の三第二項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。　（新設）

一　出生時育児休業申出があった日から起算して八週間以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者

二　第八条第二号の労働者

（法第九条の三第二項において準用する法第六条第一項ただし書の場合の手続等）

**第二十一条の四**　第九条の規定は、法第九条の三第二項において準用する法第六条第一項ただし書の場合の手続等について準用する。　（新設）

（法第九条の三第三項の厚生労働省令で定める日）

**第二十一条の五**　第十一条の規定は、法第九条の三第三項の厚生労働省令で定める日について準用する。　（新設）

（法第九条の三第三項の指定）

**第二十一条の六**　第十二条の規定は、法第九条の三第三項の指定について準用する。この場合において、第十二条第二項中「第七条第五項及び第六項」とあるのは、「第二十一条の二第二項の規定により準用された第七条第五項及び第六項」と読み替えるものとする。　（新設）

（法第九条の三第四項第一号の厚生労働省令で定める措置）

**第二十一条の七**　法第九条の三第四項第一号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。　（新設）

一　出生時育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境整備の措置として、次に掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を講ずること。

イ　その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

ロ　育児休業に関する相談体制の整備

ハ　その雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供

ニ　その雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

ホ　育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置

二　育児休業の取得に関する定量的な目標を設定し、育児休業の取得の促進に関する方針を周知すること。

三　育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための措置を講じた上で、その意向を把握するための取組を行うこと。

（出生時育児休業開始予定日の変更の申出）

**第二十一条の八**　第十三条の規定は、法第九条の四において準用する法第七条第一項の出生時育児休業開始予定日の変更の申出について準用する。　（新設）

（法第九条の四において準用する法第七条第二項の厚生労働省令で定める期間）

**第二十一条の九**　第十四条の規定は、法第九条の四において準用する法第七条第二項の厚生労働省令で定める期間について準用する。　（新設）

（法第九条の四において準用する法第七条第二項の指定）

**第二十一条の十**　第十五条の規定は、法第九条の四において準用する法第七条第二項の指定について準用する。　（新設）